

消防予第 526 号  
令和 4 年 10 月 20 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長  
(公印省略)

消防法施行令第 11 条第 2 項の規定の適用に係る確認の徹底について (通知)

今般、消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) 第 11 条第 2 項の規定の適用に際し、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ (以下「内装仕上げ」という。) について、建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 1 条第 6 号に規定する難燃材料として国土交通大臣の認定を受けた際の条件を満たす施工がなされているか事前の確認が十分に行われていなかった事例がありました。

消防法施行令第 11 条第 2 項の規定の適用に際し、内装仕上げが建築基準法施行令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料を使ったものであるか否かを確認することは、屋内消火栓設備の設置の要否に関わる重要な事項であることに鑑み、各消防本部におかれましては、難燃材料を使った内装仕上げにより屋内消火栓設備の基準を緩和する場合には、下記事項に係る事前の確認を徹底し、必要があれば適切に対処するようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 記

内装仕上げの材料が建築基準法施行令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料として国土交通大臣の認定を受けたものである場合は、当該認定を受けた際の条件を満たす施工がなされていること。

例えば、不燃材料を基材として塗装することを条件に建築基準法施行令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料として国土交通大臣の認定を受けた塗料を塗装することによる内装仕上げの場合は、壁及び天井の室内に面する部分について、不燃材料の上に当該塗料を塗装することによる施工がなされていること。

消防庁予防課  
(設備係)  
担当：千葉、関、佐藤  
(企画調整・制度・防災管理係)  
担当：上村、田澤、若松  
電話：03-5253-7523